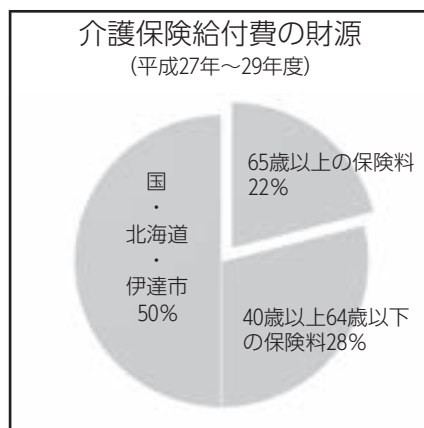


平成27年度から 介護保険制度が 変わります



☎ 高齢福祉課介護保険係 (市役所 1階 ☎ 番窓口 ☎ 23-3331 内線304~306・326)



介護保険制度は、40歳以上の方が加入し、認知症や寝たきりなどで介護が必要になったときに、介護サービスが受けられる制度です。保険料は介護保険を運営していくための大切な財源で、その財源の50%が皆さんの保険料です。団塊の世代の皆さんが75歳以上になる平成37年には、さらなる介護費用の増加が見込まれるため、介護保険制度の見直しが行われました。主な改正内容と介護保険料は、次のとおりです。

対象	区分	負担割合
65歳以上の方	本人の合計所得金額が160万円以上	2割
	本人の合計所得金額は160万円以上だが、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計金額が次にあてはまる方 ①単身世帯で280万円未満 ②65歳以上が2人以上の世帯で346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満	1割

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額です

**所得が一定以上ある方の
自己負担割合の変更**

今年の7月までは利用者負担が1割負担になっていましたが、8月から所得が一定以上ある方は2割負担になります。

高額介護サービス費の 上限額区分の追加

介護保険を利用している方で、同一月に負担した金額が一定金額を超えたときに支給する「高額介護サービス費」の利用世帯の負担上限額(所得に応じた区分)に、8月から「現役並み所得」を新設し、一部世帯の自己負担額を引き上げます。

「現役並み所得」に該当するのは、同一世帯に65歳以上で住民税の課税所得金額が145万円以上の方がいる世帯です。

ただし、世帯内の65歳以上の方の収入合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上の世帯で520万円未満の場合に変更ありません。

特別養護老人ホームの 新規入所対象条件の変更

これまで要介護1以上の方が入所できた特別養護老人ホームや地域密着型の小規模特別養護老人ホームは、4月から、要介護3以上の方に入所が限定されています。

※要介護1・2の方でも、やむを得ない事情があれば入所が認められる場合があります

施設利用者の食費・居住費の 補助条件の変更

8月から住民税非課税世帯でも、次のどれかに該当する場合は、「負担限度額認定証」が交付されません。
●世帯分離している配偶者が住民税課税者のとき

●預貯金などが一定額(単身1千万円、夫婦2千万円)を超えるとき



65歳以上の方の 介護保険料の変更

本人の収入や所得、世帯の住民税課税状況に応じて、保険料が第1段階から第9段階に分かれます。

また、消費税の増税が見込まれるため、平成29年度の住民税非課税世帯(第1段階～第3段階)の保険料については、軽減が図られる予定です。

区分	対象	平成24～26年度	平成27～29年度	増減額
第1段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、次の条件のどちらかに該当する方 ●本人が生活保護受給者か高齢福祉年金受給者 ●課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	24,300円	23,700円	▲600円
		31,600円		▲7,900円
第2段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	34,000円	39,500円	5,500円
第3段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	36,500円	39,500円	3,000円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	40,400円	47,400円	7,000円
第5段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	48,700円	52,700円	4,000円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	60,800円	63,200円	2,400円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の方		68,500円	7,700円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円未満の方	73,000円	79,000円	6,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方		89,500円	16,500円